

選挙無効請求事件（衆議院議員定数訴訟）について**事案の概要等**

- 平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（本件選挙）について、衆議院小選挙区選出議員の選挙（小選挙区選挙）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙も無効であるとして、各選挙区の選挙人らが提起した選挙無効訴訟である。本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1,979倍であった。2つのグループにより全国の高裁本庁・支部に提起された合計16件が大法廷で審理されている。
- 衆議院議員の小選挙区選挙に係るいわゆる定数訴訟について、平成23年の大法廷判決は、旧区画審設置法3条2項所定の1人別枠方式に係る部分及び選挙当時の選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っていたが、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたとはいえないと判断した。
- 平成27年の大法廷判決も、最大較差が2,129倍であった平成26年選挙について、いまだ多くの都道府県において1人別枠方式を定めた同項の規定が削除された後の区割基準に基づいて再配分がされた場合とは異なる定数が配分されているなどとして、選挙当時の選挙区割りは違憲状態にあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいはず、各選挙当時の定数配分規定は合憲であると判断した。

争点及び原判決

- 本件選挙は、区画審設置法及び公職選挙法の一部改正（平成28年改正法、平成29年改正法）後の定数配分規定の下で施行された衆議院議員総選挙である。これらの改正法は、小選挙区選出議員の定数を6削減するとともに新たな定数配分方式としてアダムズ方式を採用することとし、同方式による定数配分が行われるまでの較差是正の措置として、各都道府県の選挙区数の0増6減の措置を探るとともに、同措置を前提とする選挙区割りの改定を行うことなどを内容とするものである。本件訴訟においては、上記各改正法の下における本件選挙当時の選挙区割り及び選挙区割規定の憲法適合性が争われている。
- 原判決は、いずれも請求棄却判決であるが、16件のうち15件では、本件選挙について違憲状態にあったということはできないとの判断がされており、1件では、違憲状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいはず、国会の裁量権の限界を超えるとはいえないとの判断がされている。